

京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針

(目的)

第1条 本方針は、温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約を推進するため、本市が行う電力調達契約の締結に際し、必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に定める小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで、電力の調達契約を実施することをいう。

(対象組織)

第3条 本方針は、本市の全ての所属及び本市が設立した地方独立行政法人が電力を調達する際に適用する。

(適用除外)

第4条 本方針は、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー比率100%電気を調達する場合には適用しない。

(環境評価項目)

第5条 本方針における環境評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況
- (2) 電気供給状況
 - ① 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）
 - ② 未利用エネルギーの活用状況
 - ③ 再生可能エネルギーの導入状況
 - ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(評価)

第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別紙「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定し、その評価点等を「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」（様式）に記載し、環境政策局地球温暖化対策室に提出するものとする。

2 環境政策局地球温暖化対策室の電力調達契約を担当する課長（以下「課長」という。）は、小売電気事業者から提出された「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」（様式）の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

(判定結果の通知及び公表)

第7条 課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長へ通知するものとする。

2 課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別紙「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たす小売電気事業者及びその評価点をホームページ等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、課長からの通知又はホームページ等により各小売電気事業者の評価点を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定結果の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条により方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(外郭団体及び公の施設の指定管理者における取扱い)

第11条 本市の外郭団体及び公の施設の指定管理者に対しては、本方針に準じた取扱いに努めるよう求めることとする。

(事務処理)

第12条 本方針に係る事務処理等は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。

附則

この方針は、平成20年11月28日から施行する。

この方針は、平成21年11月24日から施行する。

この方針は、平成22年11月18日から施行する。

この方針は、平成23年11月17日から施行する。

この方針は、平成24年11月19日から施行する。

この方針は、平成25年11月19日から施行する。

この方針は、平成26年11月11日から施行する。

この方針は、平成27年10月16日から施行する。

この方針は、平成28年8月3日から施行する。

この方針は、平成29年11月15日から施行する。

この方針は、平成30年11月14日から施行する。

この方針は、令和元年11月8日から施行する。

この方針は、令和2年11月27日から施行する。

京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ下表の環境評価項目の得点の合計が70点以上であること。

環境評価項目	区分	配点
(1) 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (基礎排出係数) (kg-CO ₂ /kWh) (※2)	0.250 未満	70
	0.250 以上 0.300 未満	65
	0.300 以上 0.350 未満	60
	0.350 以上 0.400 未満	55
	0.400 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上	0
(2) 未利用エネルギーの活用状況 (※3)	1.350%以上	15
	0.675%以上 1.350%未満	10
	0.1%以上 0.675%未満	5
	0.1%未満	0
(3) 再生可能エネルギーの導入状況 (※4)	50.0%以上	30
	30.0%以上 50.0%未満	25
	15.0%以上 30.0%未満	20
	5.0%以上 15.0%未満	0
	5.0%未満	-5
(4) 需要家への省エネルギー・節電に 関する情報提供の取組 (※5)	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、「電力の小売営業に関する指針（経済産業省，令和2年9月改定）」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したとみなす。

※2 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した小売電気事業者の基礎排出係数又は各小売電気事業者がその環境報告書で公表したもので、最新の数値を用いることとする。ただし、平成30年度以降の数値であることとする。

※3(1) 未利用エネルギーの活用状況とは、次の方法により算出した数値をいい、二酸化炭素排出係数と同じ年度の状況により評価することとする。

①未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を、②供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値

（算出方式）未利用エネルギーの活用状況（%）＝①÷②×100

※3(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③ 高炉ガス又は副生ガス

※3(3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4(1) 再生可能エネルギーとは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気をいう。

※4(2) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を、⑥に示した供給電力量（kWh）で除した数値（割合）をいい、二酸化炭素排出係数と同じ年度の状況により評価することとする。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端、kWh）
- ② 他者から購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端、kWh）（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を含む）
- ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度による所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、当該年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、当該年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、当該年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- ⑥ 供給電力量（需要端、kWh）

（算出方式）再生可能エネルギーの導入状況（%）＝（①＋②＋③＋④＋⑤）÷⑥×100

※5 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組とは、需要家の省エネルギー促進の観点から次に掲げる取組をいう。

- ① 電力デマンド監視による使用電力量の表示（一例として、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を

行うこと)

- ② 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（一例として、リアルタイムの情報提供，供給側からの電力の使用抑制に協力した需要家への優遇措置の導入）

なお，本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働き掛けを評価するものであり，不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や，毎月の検針結果等，通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

様式（第6条関係）

京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

商号又は名称		
代表者職・氏名		
所在地		
問い合わせ先（部署）		
担当者名		電話番号 — —
電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録番号		

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	開示予定時期	提出資料
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）		開示方法が確認できる資料

2 電気供給状況

環境評価項目	数値等	得点	提出資料
(1) 平成 年度の 1kWh 当たりの 令和 二酸化炭素排出係数(基礎排出係数)	kg-CO ₂ /kWh		
(2) 平成 年度の未利用エネルギーの活用状況	%		算出根拠となる資料
(3) 平成 年度の再生可能エネルギーの導入状況	%		算出根拠となる資料
(4) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる ・ 取り組んでいない		取組状況が確認できる資料

合計得点	点
------	---

京都市環境政策局地球温暖化対策室 あて

上記報告内容は事実と相違ないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

代表者職・氏名